

(平成23年3月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年11月から6年3月まで  
② 平成6年4月から7年3月まで

平成7年11月の転居後、国民年金保険料未納のはがきが届いたので、同年12月頃社会保険事務所（当時）へ行ったところ、2年遡って納付できると言われたので、申立期間①及び②の保険料を納付した。また、最近母から、申立期間②の保険料は現年度納付したとの話を聞いた。

したがって、申立期間①が納付免除とされていること及び申立期間②が重複納付となっていないことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、オンライン記録を見ると、基礎年金番号により管理された納付記録では現年度納付されたこととなっている一方、国民年金手帳記号番号により管理された納付記録では平成8年3月22日に過年度納付されたこととなっており、申立人の納付記録に矛盾が生じている上、日本年金機構も当該矛盾の理由は不明であるとしており、行政側の記録管理に不手際が認められる。

一方、申立期間①については、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿により、申立人は平成5年度について免除申請を行ったことが確認できるところ、免除期間の追納は10年遡れることから、上述の平成8年3月の過年度納付の時点においても追納を行うことができるが、申立人に追納を行った記憶は無い上、「2年遡って納付できると言われたので納付した。」としていることから、追納までは行っていないと考えられる。

また、申立人が申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、還付されているとのことであるが、還付を受けた記憶は無く、還付される理由も無いはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳（マイクロフィルム）及び市の国民年金被保険者名簿により、申立人の申立期間に係る国民年金保険料については、一旦納付されたものの、「誤適用取消」の処理が行われたことにより、昭和 50 年 8 月 26 日に還付されていることが確認できるが、申立人の申立期間は国民年金の強制加入期間に該当することから、日本年金機構の記録を前提としても、事実と異なる資格喪失（誤適用取消）手続により還付手続が行われたことが認められ、申立期間の保険料は納付していたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月及び同年2月

平成6年12月に会社を退職後、市役所で夫婦二人分の国民年金の手続を行い、送られてきた納付書により銀行で二人分の国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間について、妻の分は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未加入とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「会社を辞めた後、国民年金に加入し、夫婦二人分を納付した。」としているところ、その妻については、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に合わせて、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更が行われ、申立期間の保険料が納付されていることが確認でき、申立人の供述に信憑性が認められる。

また、申立期間は2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月21日から同年12月1日まで

昭和40年7月21日付けでB社C支社（現在は、B社本社事務所）からA社（現在は、D社）へ転勤となったが、厚生年金保険の記録によると、A社において40年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているため、同年7月から同年11月までが被保険者期間となっていない。グループ会社間の転勤で引き続き勤務していたので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元同僚の証言により、申立人がB社C支社及びグループ会社であるA社に継続して勤務し（昭和40年7月21日にB社C支社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付していたか不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から56年2月まで  
② 昭和56年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料と比べて低い額で記録されているので、申立期間①に係る標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

また、当該事業所を昭和56年3月31日に退職したところ、厚生年金保険被保険者資格喪失日が退職の日と記録されているので、同年4月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人が所持する給与明細書、元上司の証言及び元同僚の証言により、申立人が昭和56年3月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和56年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日

を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

しかし、申立人が所持する給与明細書により、申立期間①に係る給与総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 57 年 8 月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、給与額が年金事務所  
に記録されている標準報酬月額よりも高かったので、標準報酬月額を適正な  
記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、11万円とされていることが確認できる。

しかし、当該事業所から提出された昭和56年分及び57年分源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立期間については、申立人が主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるとともに、昭和57年9月1日付けの被保険者報酬月額改定通知書によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は17万円と記録されていることが確認できる。

また、申立期間当時、当該事業所において社会保険事務を担当していた元同僚は、「私は約40年間、社会保険事務を担当した。社会保険事務所への届出に誤りが生じないように、被保険者の標準報酬月額推移一覧表を作成していた。」と証言しているところ、当該標準報酬月額推移一覧表によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、上記の源泉徴収簿兼賃金台帳及び被保険者報酬月額改定通知書の標準報酬月額（17万円）と一致していることが確認できる。

さらに、健康保険整理番号が申立人の一つ前の被保険者に係る上記被保険者原票によると、当該者の標準報酬月額も、申立人と同様に昭和56年10月1日付けの定時決定において、11万円と記録されているところ、B年金事務所は、

「源泉徴収簿兼賃金台帳と標準報酬月額推移一覧表の記録が一致しているのであれば、当方の職員が『17万円』を『11万円』と誤って記録した可能性がある。」と回答しており、当時の処理について詳細は不明であるが、現在に至っては合理的な説明がつかず、社会保険事務所に何らかの事務的な誤りがあったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（17万円）であったと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、56年7月から57年3月までの期間、60年4月から平成元年3月までの期間及び3年5月から同年12月までの期間の保険料については、納付していた又は免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月から48年12月まで  
② 昭和56年7月から57年3月まで  
③ 昭和60年4月から平成元年3月まで  
④ 平成3年5月から同年12月まで

申立期間①については、父が国民年金の加入手続を行ってくれたはずであり、国民年金保険料については、父から、姉の分と一緒に納付したと聞いている。姉が納付済みとなっているにもかかわらず、私が未納とされているのは納得できない。

また、申立期間②から④までについては、国民年金保険料を納付しないでいると市職員が滞納整理に来たと記憶しており、市職員が来ればそのまま帰るということはなく、保険料を納付したはずであり、百歩譲っても免除申請だけはしてあるはずなので、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「昭和46年2月に結婚するまでの私の国民年金については、加入手続も保険料納付も、父が行ってくれていた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は51年6月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認できる上、特殊台帳（マイクロフィルム）により、49年1月1日まで遡って被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、オンライン記録により、平成元年10月21日に、資格取得日が昭和49年1月1日から36年4月1日

に変更処理されていることが確認できることから、申立期間①については、平成元年10月まで国民年金に未加入であったと考えられる。

また、申立期間②から④までについては、申立人は、「国民年金保険料を納付しないでいると市職員が滞納整理に来たと記憶しており、市職員が来ればそのまま帰るということはなく、保険料を納付したはずである。」としているのみで、具体的な記憶が無く、納付状況が不明である上、「百歩譲っても免除申請だけはしてあるはずである。」としているなど、その主張は曖昧である。

さらに、申立人が申立期間①から④までについて国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間②から④までについて国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料も無く、申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②から④までの保険料を納付していた又は免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月 21 日から 45 年 11 月 9 日まで  
② 昭和 47 年 8 月 26 日から 50 年 5 月 8 日まで

昭和 37 年 6 月 13 日から 50 年 7 月 7 日まで A 社（現在は、B 社）に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無い。申立期間においても、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、複数の元同僚の証言により、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言が得られない。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 42 年 6 月 21 日及び 47 年 8 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、それぞれ健康保険法第 55 条に基づく継続療養給付を受給していることが確認できる上、42 年 7 月 1 日に健康保険証が返納又は紛失処理され、47 年 8 月 29 日に健康保険証が返納されていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された国民年金手帳及びオンライン記録によると、申立期間①及び②において、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、当該事業所は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄している上、このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。